

平成29年10月12日

保護者の皆さまへ

愛知県立新川高等学校
校長 北山 ゆり

弾道ミサイル発射に係る授業の取扱い等について（お知らせ）

秋冷の候、保護者の皆さまにはますますご清祥のことと存じます。

日頃は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、標題のことについて、平成29年10月3日付けで県教育委員会事務局長から通知がまいりました。Jアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合の授業の取扱い等の基準が、別紙のとおり示されました。

本校におきましても、別紙に基づき対応いたしますが、非常事態ですので、裏面の「弾道ミサイル落下時の行動について」を参考に、何よりもお子さまの安全確保を最優先していただきたいと思います。

なお、自宅待機の解除や継続、臨時休業等のご連絡については、可能な限り、「きずなネット」や学校ホームページを通じてお知らせいたします。よろしくお願いいたします。

（注意）

- ・ Jアラートの緊急情報が愛知県に発信されるのは、「中部・近畿・中国地方」への落下または通過が予測される場合です。
- ・ 裏面の「弾道ミサイル落下時の行動について」は、内閣官房ホームページ（国民保護ポータルサイト）に掲載されていますので、ご利用ください。

平成 29 年 10 月 3 日付「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る県立学校の授業の取扱い等について」（愛知県教育委員会事務局長通知）

【別紙】

弾道ミサイル発射により Jアラートの緊急情報が発信された場合の
県立学校の授業の取扱い等について

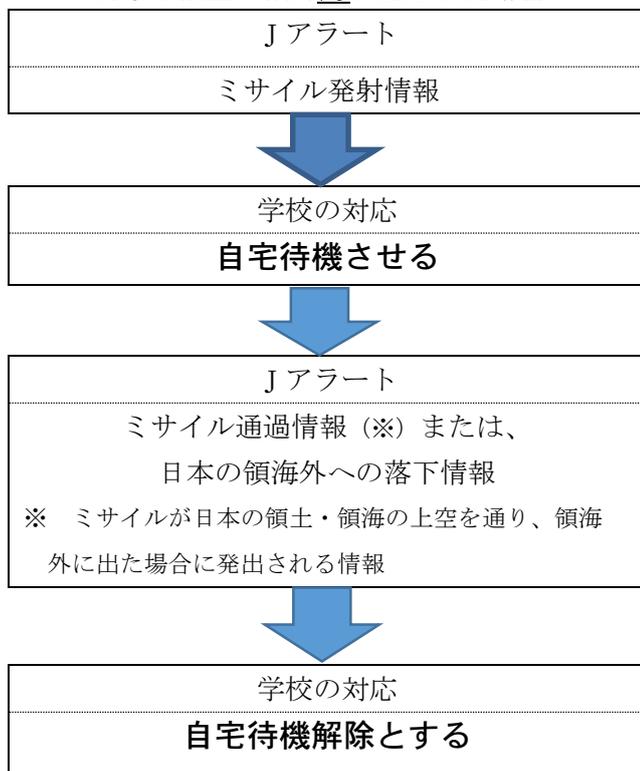
北朝鮮による弾道ミサイル発射により Jアラートの緊急情報が発信された場合の県立学校の授業の取扱い等については、以下を基本とする。

ただし、災害の状況、地域の実態等に応じて児童生徒の安全を考慮し、臨機応変に対応することが必要である。各学校で判断が難しい場合は、県教育委員会に相談すること。

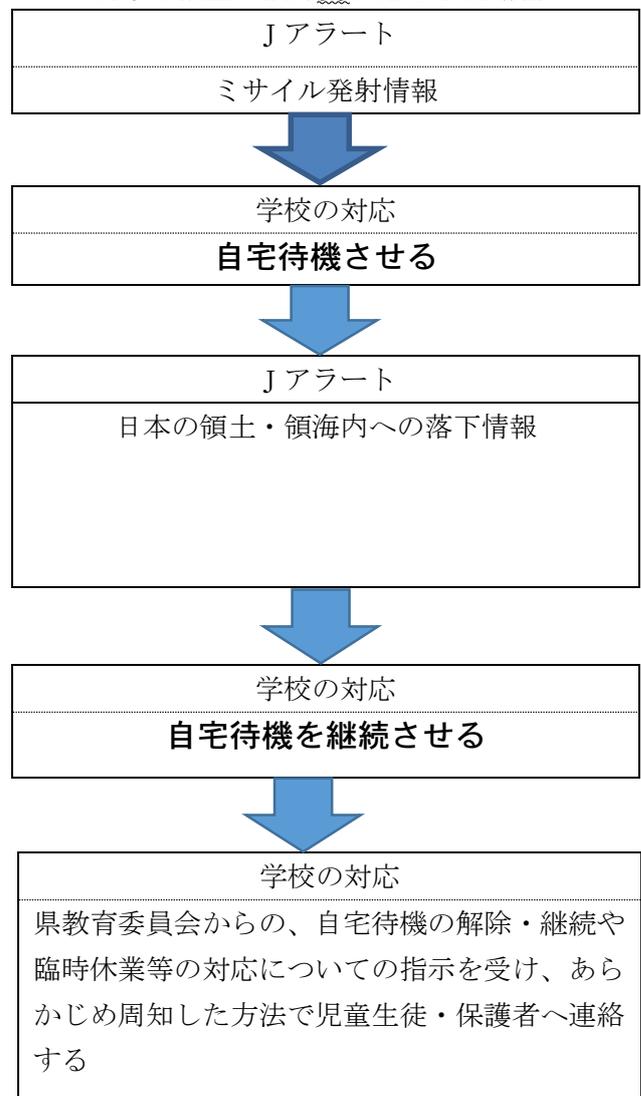
なお、愛知県に Jアラートの情報が発信されるのは、「中部・近畿・中国地方」への落下または通過が予測される場合である。

1 登校前

(1) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが
日本の領土・領海外に落下した場合



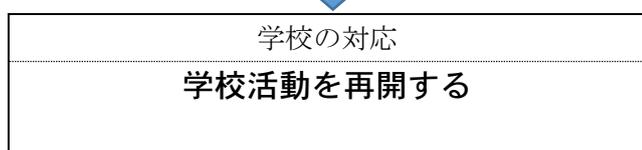
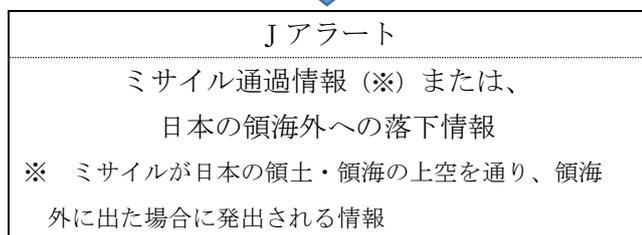
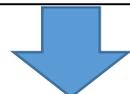
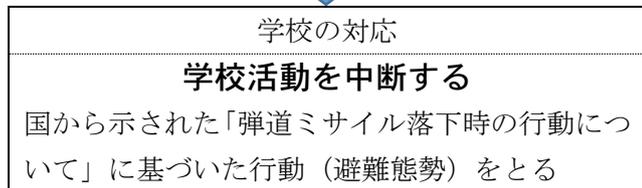
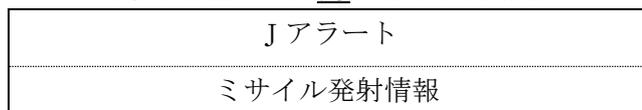
(2) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが
日本の領土・領海内に落下した場合



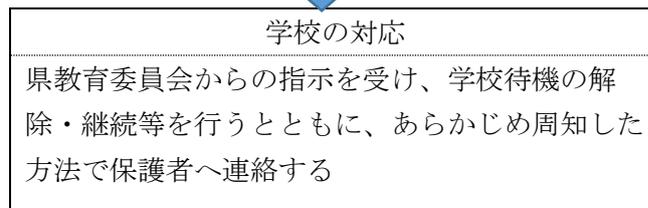
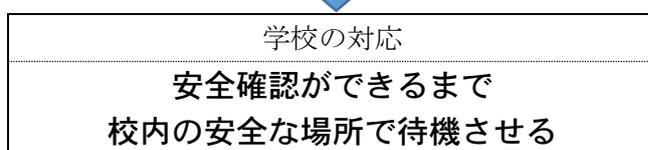
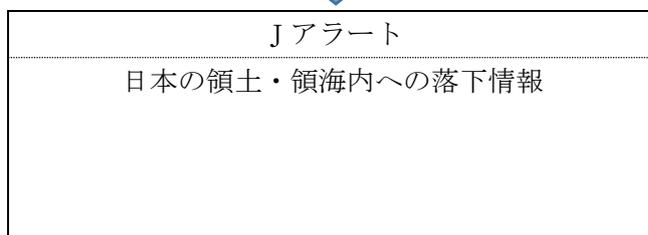
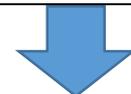
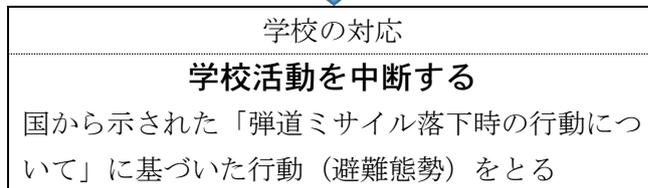
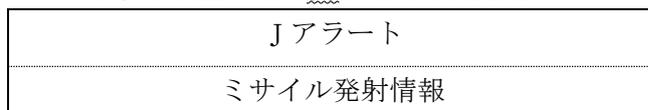
注：日本の領土・領海内にミサイルが落下したが、愛知県に Jアラートの情報が発信されなかった場合は、原則として平常どおり授業等を行う。ただし、県教育委員会が必要と判断した場合は、自宅待機、臨時休業等の措置を指示することがある。

2 学校活動中

(1) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが日本の領土・領海外に落下した場合



(2) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが日本の領土・領海内に落下した場合



注：日本の領土・領海内にミサイルが落下したが、愛知県にJアラートの情報が発信されなかった場合は、原則として引き続き授業等を行う。ただし、県教育委員会が必要と判断した場合は、安全な場所での待機等の対応を指示することがある。